

霧島市天降川等河川環境保全条例 逐条解説

目次

- 第1条 目的
 - 第2条 定義
 - 第3条 市の責務
 - 第4条 市民の責務
 - 第5条 事業者の責務
 - 第6条 連携及び協力
 - 第7条 水質保全目標
 - 第8条 生活排水対策
 - 第9条 事業活動に起因する負荷対策
 - 第10条 自然景観の保全
 - 第11条 生態系の保全
 - 第12条 市民及び市民団体の育成支援
 - 第13条 河川環境保全推進員
 - 第14条 啓発活動
 - 第15条 指導及び助言
 - 第16条 環境教育
 - 第17条 情報の提供
 - 第18条 勧告等
 - 第19条 委任
- 附則

(目的)

第1条 この条例は、天降川をはじめとする霧島市域を流れる河川の環境保全を図り、良好な河川環境を将来の世代に引き継ぐため、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、河川環境の保全に関する必要な事項を定めることを目的とする。

【趣旨】

本市には、天降川や検校川をはじめとして、大小多くの河川が流れています。その中にはいわゆる清流と呼べるような美しい河川もあれば、残念ながら生活排水や事業排水などによって汚れてしまっている河川もあります。これらの河川について、市・市民・事業者が協働して水環境や自然環境の保全を図り、良好な状態で引き継いでいくことを目的として、本条例を制定するものです。

【用語】

「天降川」

本市を流れる河川のうち最も大きなもので、全長約 42.5 キロメートル、流域面積約 411 平方キロメートルを誇る二級河川です。日本最初の国立公園の一つである霧島山麓を源流とし、広大な平野部を通過して錦江湾に注ぐ天降川は、本市の豊かな自然を象徴しているともいえることから、この条例では、本市を流れる代表的な河川として位置づけています。

天降川のほかにも、霧島市には以下のような河川が流れています。

霧島市を流れている主な河川

河川の種類	水系名	主な河川	河川数	流路延長計 (km)	
				総延長	本市分
一級河川	大淀川	横市川	1	17.90	1.90
計			1	17.90	1.90
二級河川	天降川	天降川、霧島川、中津川 外	22	204.50	204.50
	検校川	検校川、鎮守尾川	2	9.30	9.30
	高橋川	高橋川	1	4.70	4.70
	清水川	清水川	1	3.50	3.50
	網掛川	網掛川、宇曾之木川、崎森川	3	41.40	16.10
	日木山川	日木山川	1	7.70	2.00
	菱田川	菱田川、月野川、二瀬元川 外	4	80.80	11.40
計			34	351.90	251.50
準用河川	大淀川	横市川、溝之口川、先梨川	3	7.10	7.10
	天降川	手籠川、尾谷川、祓谷川 外	34	46.20	46.20
	検校川	長谷川、鎮守尾川、検校川 外	4	13.90	13.90
	清水川	西小田川、下川、笛吹川	3	5.68	5.68
	福の川	福の川	1	1.50	1.50
	雁添川	雁添川	1	0.80	0.80
	網掛川	宮田川	1	1.50	1.50
	川内川	十三谷川	1	1.80	1.80
	菱田川	柚木川、前川内川、前川 外	9	17.30	17.30
	田尻川	田尻川	1	0.50	0.50
	湊川	湊川	1	1.40	1.40

準用河川	宮浦川	宮浦川	1	0.60	0.60
	熊谷川	熊谷川	1	0.20	0.20
	木之下川	木之下川	1	0.40	0.40
	三本松川	三本松川	1	0.40	0.40
	阿弥謙川	阿弥謙川	1	0.20	0.20
	磯脇川	磯脇川	1	0.60	0.60
計			65	100.08	100.08
普通河川	大淀川	板川内川、溝之口川、先梨川 外	5	3.80	3.80
	天降川	石坂川、万膳川、三体川 外	59	99.09	99.09
	検校川	検校川、芦谷川、前田川 外	7	21.70	21.70
	高橋川	朴木川	1	1.50	1.50
	網掛川	檜の木川、山神川、竹山谷川 外	15	17.70	17.70
	日木山川	笹峰川、立岩谷川、桑ノ丸谷川 外	4	5.10	5.10
	川内川	下山川	1	0.40	0.40
	菱田川	中谷川、前段川、山ノ口川 外	6	7.00	7.00
	松下川	松下川	1	0.80	0.80
計			99	157.09	157.09
合計			199	626.97	510.57

霧島市土木課資料（平成18年11月17日現在）

【一級河川・二級河川・準用河川・普通河川】

河川法において、一級河川・二級河川・準用河川が定義されており、原則として一級河川は国が、二級河川は都道府県が、準用河川は市町村が管理を行います。これらの河川以外の河川（河川法の適用を受けない河川）のことを普通河川といい、市町村が管理します。

「良好な河川環境」

ひとくちに環境といってもその範囲はたいへん広く、定義が難しいところですが、ここでいう「河川環境」とは、「河川の水質」「河川周辺の生態系」「河川周辺の景観」のことを示しています。

「将来の世代」

ここでいう「世代」は、その対象を人間だけに限定せず、河川周辺の動物や植物も含むものです。

「責務」

「義務」と似た言葉であり、その内容は必ずしも明確ではありませんが、義務よりも広範囲な意味を持ち、職務、任務、役割分担等の意味があります。本条例では、第3条から第5条まで、それぞれ市・市民・事業者の責務を規定しています。

(定義)

第2条 この条例において、「天降川等」とは、本市の区域内の河川法（昭和年39年法律第167号）第4条第1項に規定する一級河川、同法第5条第1項に規定する二級河川、同法第100条第1項に規定する準用河川及び同法第100条の2第1項に規定する普通河川をいう。

2 この条例において、「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い天降川等に排出されるすべての排水をいう。

3 この条例において、「浄化装置」とは、天降川等に排出される排水の浄化に有効な装置をいう。

【趣旨】

本条例において使用される語句のうち、繰り返し用いられるものや、特に明確な定義づけが必要なものについて説明をしています。

【用語】

「河川法」

河川の適正な利用や災害の防止、河川環境の整備・保全のために河川を総合的に管理し、公共の安全の保持・公共の福祉の増進を図ることを目的として定められた法律です。河川の管理については、一級河川は国、二級河川は都道府県又は指定都市と規定されています。

※ 指定都市・・・政令指定都市ともいわれ、都道府県と同等の財政規模を持ち、従来は都道府県が行うとされている様々な事務が委譲されます。

「生活排水」

台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活から出る排水のことです。生活排水のうち約40パーセントが台所から、約30パーセントがトイレから、約20パーセントが風呂から、そして約10パーセントが洗濯などから排出されています。なお、生活排水からし尿（トイレから出る生活排水）を除いたものを「生活雑排水」といいます。

「浄化装置」

具体的には、合併処理浄化槽や公共下水道などが挙げられます。

(市の責務)

第3条 市は、天降川等の環境を保全するため、自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、これを実施するものとする。

【趣旨】

第1条の目的を達成するために、市が果たすべき責務を規定したものです。本市の豊かな自然を守り、市民や事業者が適切に河川環境を保全することができるように、必要な施策を策定し、これを実施することを定めています。

【用語】

「市」

議会及び執行機関を含めた、地方公共団体としての市のことをいいます。

(市民の責務)

第4条 市民は、日常生活を通じて天降川等の環境を保全するよう自ら努めるとともに、市が実施する天降川等の環境保全に関する施策に協力しなければならない。

【趣旨】

第1条の目的を達成するために、市民が果たすべき責務を規定しています。各家庭から排出される生活排水は、本市内の河川の水質汚濁を引き起こしている原因のうちでも大きな割合を占めると考えられ、第8条（生活排水対策）において具体的に規定されているように、できるだけ河川に負荷をかけないように市民一人ひとりが気を付けて生活するとともに、市が実施する河川環境保全のための施策に協力することが求められています。

【用語】

「市民」

市民という言葉の捉え方にも様々な考え方がありますが、ここでは本市に居住する者のほか、本市内の企業や学校に通勤・通学している者を含みます。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を通じて天降川等の環境を保全するよう自ら努めるとともに、市が実施する天降川等の環境保全に関する施策に協力しなければならない。

【趣旨】

事業者が事業活動を行う中で、河川環境の保全に関して十分に配慮すること、河川環境の保全に関して市が実施する施策に協力することを規定しています。第4条（市民の責務）

で述べた生活排水の他に、事業活動の結果として排出される事業排水も、河川に与える負荷の大きさは無視できません。事業排水を規制する法令の有無に関わらず、河川に対する負荷を軽減することが求められています。

【用語】

「事業者」

繰り返し一定の行為を行うことを業務とする者を、その活動の主体としての側面で捉えた場合に、これを「事業者」と呼ぶこととしています。株式会社、個人経営などの事業形態や、製造業、農業などの事業内容の別を問わず、事業を行う者全てが対象となります。また、営利を目的として事業を営む者のみに限らず、公益事業を営む者も含むものであり、公共事業の主体としての市も事業者に含まれます。

「事業活動」

事業者が利益を上げるため、一定の行為を繰り返し行うことをいいます。「事業者」で説明をしたとおり、市が実施する公共事業についても事業活動として捉えられます。

(連携及び協力)

第6条 市、市民及び事業者は、天降川等の環境を保全するため相互に連携し、協力するものとする。

2 市は、天降川等の環境を保全するため必要があると認めるときは、国、県及びその他関係地方公共団体（以下「関係行政機関」という。）に対し、協力を要請するものとする。

【趣旨】

第3条から第5条までは、市、市民及び事業者それぞれの責務がうたわれていましたが、この条では、これらの各主体が共に協力し合って、河川環境を保全することを定めています。第2項においては、市が森林事務所（国）や地域振興局（県）、河川の流域に存在する他の自治体に対して必要に応じて協力を要請し、連携して河川の保全に取り組むことをうたっています。

(水質保全目標)

第7条 市長は、天降川等の水質を保全する上で維持することが望ましい基準として、河川を指定し、当該河川の水質保全目標を定めることができる。

2 市長は、前項の規定により河川を指定したとき及び河川の水質保全目標を定めた場合には、速やかにその内容を告示しなければならない。

【趣旨】

河川環境のうち、水質に関することについて、その保全のために水質保全目標を定めることができる旨を定めたものです。水質に関して守るべき基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全については環境基本法第 16 条の規定に基づいて定められています。これらについて、本市の河川の現状に応じて、独自の行政目標としての基準を設けることができる旨を定めています。第 2 項においては、水質保全目標を定めた場合に、その内容を告示して周知を図ることが定められています。

【用語】

「水質」

水の性質のことをいいますが、特に水が汚れているかどうかの状態をいいます。水質を示す指標には BOD（生物化学的酸素要求量：水中にある有機物をバクテリアが分解するのに必要な酸素の量）や COD（化学的酸素要求量：水中にある酸化されやすい物質によって消費される酸素量）をはじめとした様々なものがあり、水質汚濁防止法等の法律において守るべき基準が定められています。また、鹿児島県においては、水質汚濁防止法で定められている基準を上回る基準を条例で定めています。

（生活排水対策）

第 8 条 市は、生活排水による天降川等の水質汚濁負荷の低減を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 公共下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽その他生活排水浄化施設（以下「生活排水浄化施設」という。）の整備
- (2) 生活排水浄化施設整備を促進するための情報提供
- (3) その他市長が必要と認める施策

2 市民は、生活排水による天降川等への負荷を低減するため、居住する地域の実情に応じ、次の各号に掲げる行為に努めなければならない。

- (1) 生活排水を天降川等に排出しようとするときは、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）その他の法律に基づき、生活排水の処理に係る措置を取るべきこととされている場合を除き、浄化装置を設置して排出すること。
- (2) 設置した浄化装置が常に有効に機能するように、点検及び管理を行うこと。
- (3) 調理くず及び廃食油等を適正に処理するとともに、洗剤等を適正に使用すること。

【趣旨】

河川が汚れている大きな要因の一つとして考えられているのが、生活排水による汚濁です。本条では、生活排水を適切に処理し、できるだけ河川への負荷を減少させるために、市及び市民が努力すべきことについて定めています。

第1項は市の努力事項です。(1)については、下水道整備計画や、生活排水対策推進計画などを策定し、必要に応じて施設の整備等を行うこととなります。(2)については、ホームページや広報誌等を通じて広報を行います。

第2項は市民の努力事項です。河川は繋がっていることを自覚し、上流・中流・下流それぞれの地域に居住する住民が一体となって河川の保全に努めることを求めています。(1)では生活排水を垂れ流すことが無いように、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を行うこと、(2)では浄化槽の点検や管理を適切に行うこと、(3)では調理くずや廃食油のEM菌等による堆肥化やリサイクルなどの環境に配慮した処理、洗剤の使用量や種類に配慮した適正な使用を定めています。

※ EM菌・・・有用微生物群 (Effective Microorganisms) の通称で、強い抗酸化力や腐敗型環境を生分解型循環環境へ変化させる性質などに着目し、生ごみの堆肥化や水質の浄化に活用されています。

【用語】

「水質汚濁負荷」

水を汚すこと、または水を汚しているもののことをいいます。生活排水のほかにも事業によって排出される水も水質汚濁負荷となりますが、これについては次の条で触れます。

「公共下水道」

市が設置する下水道です。本市では、国分地区と牧園地区に公共下水道施設が設置されており、平成17年12月末現在約9,800世帯が下水道に接続しています。

「農業集落排水処理施設」

農村地域における下水道整備事業において設置される下水道施設のことをいいます。

「浄化槽」

下水道が整備されていない地域において、家庭や学校、店舗などで設置される浄化装置です。し尿のみを処理する単独処理浄化槽と生活排水を処理する合併処理浄化槽がありますが、現在新規で設置する場合は合併処理浄化槽を設置することとなります。また、霧島市では合併処理浄化槽の設置に対して、所定の条件を満たした場合、補助金を交付しています。近年では、ちっ素やリンを処理することができる高度処理型の合併処理浄化槽も開発されており、霧島市では、高度処理型の合併処理浄化槽についても補助金を交付しています。

「下水道法」

下水道を整備することによって、公共用水域の水質保全と都市の健全な発達、公衆衛生

の向上を目的として制定された法律です。この法律において排水区域に土地を所有・使用・占有する者は、供用開始後、下水を下水道に流すため、下水道に管を繋ぐことが法律で義務付けられています。

(事業活動に起因する負荷対策)

第9条 事業者は、事業活動に伴う天降川等への水質汚濁負荷及び天降川等の周辺環境への悪影響を軽減するため、関係法令に定めるもののほか、次に掲げる行為に努めなければならない。

- (1) 工場、事業場及び温泉観光等の事業活動に起因する汚水及び天降川等の水温変化を伴う排水の流出並びに悪臭の防止
- (2) 畜産業に従事する者による家畜のふん尿の処理施設の設置
- (3) 森林の保全及び土砂の流出防止
- (4) 農業に従事する者による肥料及び農薬の適正使用
- (5) 水産養殖業に従事する者による汚濁負荷削減対策の実施

2 事業者は、工場、事業場等の立地に際して、新たな土地利用を行おうとする場合は、関係法令に定めるもののほか、環境保全に必要な配慮を行い、天降川等への汚濁物質の流入削減に努めなければならない。

【趣旨】

日常生活において排出される生活排水のほか、事業活動も河川に負荷を与える大きな要因の一つと考えられています。本条では、事業活動によって排出されるものが、河川に生息する様々な生き物や漁業・養殖業に悪影響を及ぼすことを防ぐために、既に法律で定められているもののほか、各業種の事業者が守るべきことについて規定しています。(1)では濁水・悪臭・排水の流出防止、(2)では牛や豚などの家畜のふん尿の処理施設の設置、(3)では森林の保全と土砂の流出防止、(4)では肥料や農薬の適正な使用、(5)では養殖による汚濁負荷削減対策を規定しています。第2項では、工場の建設などの際には河川を汚さないよう配慮することを求めています。

【用語】

「事業場」

事業を行う場所のことです。したがって、建物の中で恒常的に行うものに限らず、工事現場などの一時的に設置されるものも含まれます。

「悪臭」

騒音、振動と並んで公害のうちでも代表的なものです。事業活動に伴って生じる悪臭については、悪臭防止法により地域を定めて規制されます。

「森林の保全」

森林の持つ保水機能の向上や、土砂災害の発生の抑止などを期待するものです。

(自然景観の保全)

第10条 市は、天降川等周辺の自然景観を保全するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、天降川等周辺において事業活動を行うに当たっては、天降川等周辺の自然景観を保全するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

河川環境のうち、景観の保全について定めたものです。第1項における必要な施策としては、モラルの向上を促す看板等の設置や、自動販売機や照明設備の設置に対する措置などが考えられます。第2項では、事業者が事業活動を行う場合に、自然景観を守るよう努めることを規定しています。

【用語】

「自然景観」

景観という言葉は、法律上明確な定義がされていないようです。もともと地理学の分野で使われていた用語ですが、一般的には景色、眺めのことをいい、風景という意味で使われることもあります。単に景観といった場合、都市・集落・農耕地など人間の手が加わった「文化景観」を指すことが多いとされています。これに対し、森林・河川・海など人工的でない自然の景観のことを「自然景観」といいます。

(生態系の保全)

第11条 市は、天降川等にふさわしい生態系を保全するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

河川環境のうち、生態系の保全について定めたものです。生態系を保全するための施策の例としては、河川に生息する生物の調査などが考えられます。

【用語】

「生態系」

ある一定の区域に存在する生物と、それを取り巻く環境をひとまとめにして、ある程度閉じた一つのつながりとみなされるとき、これを生態系と呼びます。生態系が崩れる要因としては、災害や公害による急激な環境の変化や、外来種の侵入による在来種の減少など

が考えられています。

(市民及び市民団体の育成支援)

第 12 条 市は、天降川等の環境保全に取り組む市民及び市民団体の育成並びに支援を行うため、必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

河川環境を保全するためには、行政の主導によるものだけではなく、市民の自主的な活動も重要となります。また、鹿児島県においては平成 18 年に共生・協働推進室が、本市においては平成 19 年に共生協働推進課が設置されるなど、今後の行政サービスを提供する上で、行政と市民団体の関わりがより重要となります。本条では、市民の活動が成果を結ぶためには、市民や市民が組織する市民団体の育成や支援を行うことが必要であると捉え、これに関する必要な施策を講ずることを定めています。

(河川環境保全推進員)

第 13 条 市長は、天降川等の環境保全の推進を図るため、本市に居住する者の中から、河川環境保全推進員を任命することができる。

2 河川環境保全推進員は、天降川等の環境保全に関する市の施策への協力その他の活動を推進するものとする。

3 河川環境保全推進員は、天降川等の環境保全の推進を図るために必要であることについて、市長に対して意見を述べることができる。

【趣旨】

河川環境の保全について推進するために、市民の中から河川環境保全推進員を任命することができることを規定しています。人数や任期等の詳細については、別途制定する規則の中で定めることとなります。

(啓発活動)

第 14 条 市は、天降川等の環境保全について、市民及び事業者の理解と協力が得られるよう、意識の高揚及び知識の普及を図るものとする。

【趣旨】

河川の環境を保全するためには、まず市民や事業者の環境に関する理解を深めた上で、一体となって協力しあうことが必要です。このため、市は、市民や事業者に対して、広報誌やホームページにおける広報、説明会やワークショップの実施を通じて、河川環境に関する意識の高揚や知識の普及を図ることになります。

(指導及び助言)

第 15 条 市は、天降川等の環境保全を図るため、市民及び事業者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

【趣旨】

河川環境の保全に関して、市が市民及び事業者に対して指導や助言を行うことを定めています。

(環境教育)

第 16 条 市は、天降川等に関する環境教育の推進のため、必要な施策を講ずるものとする。

2 市民及び事業者は、市、市民、事業者又は市民団体等が実施する環境学習に積極的に参加し、相互に協力して環境に関する意識を高めるよう努めるものとする。

【趣旨】

河川に限らず、環境を保全するには、まず環境に関する知識や理解を深めることが必要です。市においては、環境教育に関する施策を実施し、市民及び事業者については、環境に関する学習の機会があれば積極的に参加し、お互いに協力しあって理解を深め、実践に繋げていくことが求められています。

(情報の提供)

第 17 条 市は、天降川等の環境保全に関し、市民及び事業者並びに関係行政機関が天降川等の環境保全に関する課題の解決に取り組むために必要な情報を提供するものとする。

【趣旨】

河川の水質については、基準とされる地点における水質の基準値が定められ、県だけではなく本市においても定期的に検査を行っています。各主体や関係行政機関が協力して河川環境を保全するために、河川に関する情報をホームページなどの手段を用いて提供し、周知することを規定しています。

(勧告等)

第 18 条 市長は、天降川等の環境保全に関し、水環境、自然景観及び生態系の保全への配慮の観点から、重大な影響を及ぼすおそれがあると判断される行為を行った者又は行おうとする者に対し、当該行為を中止すべき旨の勧告を行うことができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 市長は、前項の命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、その

旨及びその内容を公表することができる。

【趣旨】

河川への汚水の排出や、周辺へのごみのぼい捨てなどがあった場合、市が勧告等を行います。勧告に従わなければ命令、命令にも従わない場合には公表と、段階的に重い措置が取られます。勧告等の具体的な方法については、別途制定される規則によって定められます。

【用語】

「勧告」

あることについて伝え、それに添うよう相手方に適切な措置を勧めることをいいます。行政手続法第2条に規定されている行政指導のひとつです。

「重大な影響」

具体的には、河川の水質を汚濁させる物質を大量に排出すること、河川周辺に大量の廃棄物を投棄すること、河川周辺に生息する動植物を大量に伐採・捕獲等することなどが考えられます。

「公表」

ある事柄について広く一般に知らせることをいいます。具体的には、必要事項について記入された一定の様式を、掲示板に掲示することによって公表します。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条例の成立後、実際に運用していく際には、この条例に規定されている内容だけでは具体的に事務処理を行うことができません。例えば、第13条の河川環境保全推進員は何名体制にするのか、第18条における勧告をどのように行うか、などです。これらについては市長が定める規則において明らかにされ、実際に事務処理を行っていくことになります。

※ 規則

市長が、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関して制定することができるものです。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

【趣旨】

条例は議会の議決を経て成立しますが、それだけでは効力は発生しません。条例が成立した後、効力が発生する状態にすることを「施行」といいます。いつから条例を施行するかは、このように通常附則において定められます。

【用語】

「公布」

趣旨において説明したとおり、条例は議会の議決を経て成立しますが、これを一般に周知させる目的で公示する行為を「公布」といいます。地方自治法第16条において、市長は、議決され成立した条例を議長から送付されたときは、20日以内に公布しなければならないとされています。公布は、市役所に設置されている掲示板に掲示されることによって行われます。